

名城大学における内部質保証の方針及び体制・手続

1. 内部質保証の方針（2014（平成26）年大学評価委員会及び大学協議会承認）

名城大学は立学の精神に則って、大学教職員が一体となって教育研究、管理運営における水準の維持向上・改善を行う。そのために、全学において恒常的・継続的な自己点検・評価を行うとともに、結果を公表することによって、社会に対する説明責任を果たすこととする。

2. 内部質保証の体制・手続（2021（令和3）年大学評価委員会及び大学協議会承認）

名城大学は「大学評価に関する規程」に基づき、以下に示す内部質保証の体制を構築し、適切な自己点検・評価及び改善活動を実施する。

- (1) 全学における内部質保証の責任は「大学評価委員会」が担う。大学評価委員会は、内部質保証に関する方針及び体制・手続の策定や、各部署の「自己点検・評価報告書（部署版）」による自己点検・評価結果を全学的観点から点検・評価し、点検・評価を踏まえた全学レベルでの課題の抽出、全学の自己点検・評価報告書の作成や教員業績評価といった、本学の教育研究活動の有効性の検証及び課題の明確化とそれらの改善を行う。
- (2) 大学評価委員会の下に「大学評価専門委員会」を置き、大学評価委員会が定める方針に基づき、全学的視点による自己点検・評価を実質的に推進する。具体的には、学部・研究科等の「自己点検・評価報告書（部署版）」による自己点検・評価結果を全学的観点からの点検・評価、及びIRデータに基づく点検・評価の議論等、学部・研究科等の活動に対しての助言・支援・指導を行う。これらの活動に係る具体的な企画については、大学評価専門委員会の下に設置する「大学評価専門委員会ワーキンググループ」が行う。
- (3) 学部・研究科等の組織は「学部等評価委員会」を置き、当該部署の自己点検・評価活動を行う。学部等評価委員会は大学評価専門委員会から提示されたIRデータを基にした教育改善や次年度計画概要等に関する事項の審議を行い、学部・研究科等の内部質保証に係る活動を実質的に推進する。また、学部等評価委員会には、学外有識者を構成員に含めることとしており、助言、指導等を受けている。さらに、自己点検・評価報告書（部署版）を作成した上で大学評価委員会及び大学評価専門委員会から、全学的な観点による点検・評価を受ける。
- (4) 上記に加え、本学における自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、教育研究水準の更なる向上を図るため、「質保証外部評価委員会」を置く。質保証外部評価委員会は、自己点検・評価の客観性・妥当性に関する事項や、内部質保証の有効性に関する事項等を評価し、その結果を大学評価委員会に提言する。